

中小企業組合に関する税制

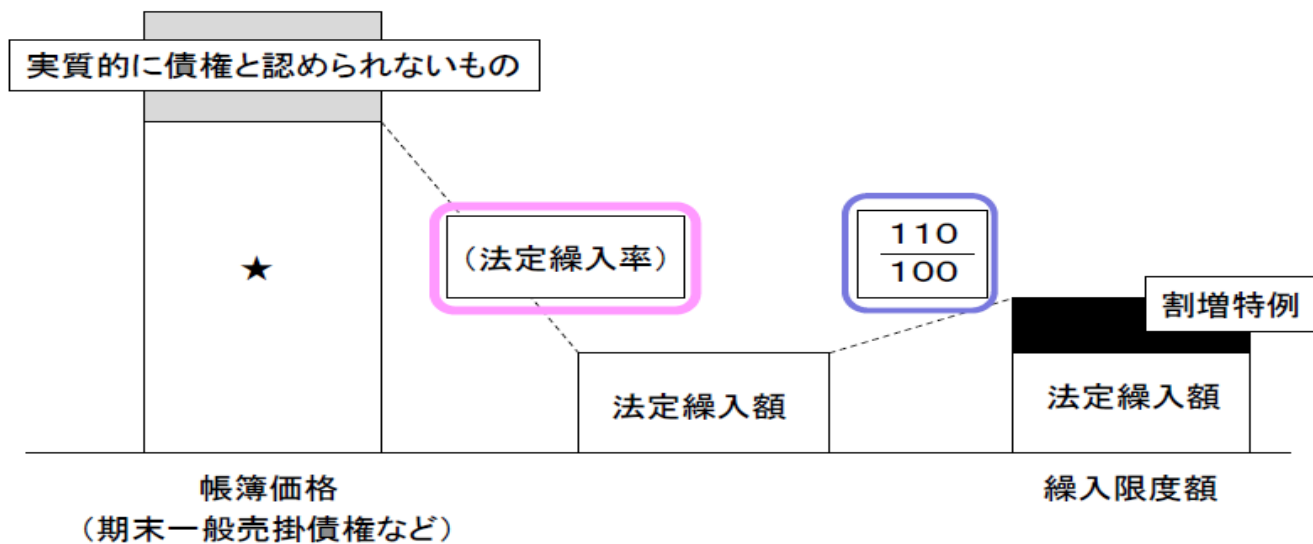
組合を応援する様々な優遇税制が用意されています！

平成29年2月
全国中小企業団体中央会

1. 中小企業等の貸倒引当金の特例

中小企業組合に対する貸倒引当金の特例措置の概要

$$\text{繰入限度額} = \star \left[\begin{array}{l} \text{期末一般売掛債権等の帳簿価格} \\ - \text{実質的に債権と認められないものの額} \end{array} \right] \times (\text{法定繰入率}) \times \frac{110}{100} \quad (\text{割増特例})$$



組合活用事例

【組合概要】生コンクリート組合

設立: 平成21年

組合員: 窯業・土石製品製造業者

事業内容: 生コンクリートの共同受注(年間売上高12億円)

<貸倒引当金処理>

○平成27年度に取引先の倒産により貸倒損失が発生した。
貸倒損失額: 478万円

(単位: 万円)

平成26年度	平成27年度
貸倒損失 0	貸倒損失 478
貸倒引当金戻入額 430	貸倒引当金戻入額 207
	貸倒損失を271に圧縮
貸倒引当金繰入額 207	貸倒引当金繰入額 450
(当期純利益 1,281)	(当期純利益 471)

<27年度B/S>

資産	負債 56,998万円
59,470万円 (内一括売掛金債権 41,189万円)	貸倒引当金: 450万円
	純資産 2,472万円
	うち出資金 300万円

効果

貸倒引当金の繰入れを十分に行うことによって、組合の債権者や組合員企業にまで連鎖的に波及する可能性のある損害リスクを軽減することができ、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。

【効果】

- 平成26年度に貸倒引当金207万円を繰入れ。翌27年度に貸倒損失478万円発生。
- 本特例措置を活用し、引当金不足額を圧縮。
- 毎年度、貸倒れの発生に備え貸倒引当金を計上し、貸倒れが発生した場合には経営への影響を抑え、安定的経営を実施。

2. 事業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る固定資産税の特例

【概要】

事業協同組合等が高度化資金の貸付けを受けて取得した共同利用のための一定の機械装置については、取得後、3年間課税標準税額が1/2（1台又は1基の取得価額が330万円以上のものを合計500万円以上取得した場合）。

＜税額の計算式＞

（価格×1/2）×税率1.4%（3年間）

組合活用事例

- ①和紙製造業者で構成する組合が共同排水処理施設の設置にあたり、処理装置導入に高度化融資を活用。
事業費額 77,492千円 貸付額 31,211千円（機構分のみ）
固定資産税減収額 平成17年～平成19年の減収額計 715千円
- ②産業廃棄物処理及び廃材リサイクル事業者で構成される組合が、廃材の破碎処理に用いるがれき類破碎装置等の導入。
高度化融資を活用。
事業費額 346,028千円（但し、建物建設費を含む）※機械装置部分は約243,600千円
貸付額 170,100千円（機構分のみ）
固定資産税減収額 平成20年～平成22年の減収額計 2,115千円 平成25年～平成26年の減収額計 150千円
- ③一般廃棄物処理事業者が、廃棄物（生ごみ）リサイクル事業の新設に際し、リサイクル施設の建設及び生ごみの粉碎・攪拌装置の導入に高度化融資を活用
事業費額 77,469千円（但し、建物建築費を含む）※機械装置部分は約10,000千円
貸付額 24,528千円（機構分のみ）
固定資産税減収額 平成23年の減収額計 74千円

3. その他【参考】

事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、出資商工組合、出資商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、出資生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び出資生活衛生同業組合連合会）

〔法人税〕

①税率の軽減、②加入金の益金不算入、③事業利用分量配当の損金算入、④賦課金の仮受金経理、⑤火災等共済組合、出資生活衛生同業組合及びこれらの連合会の異常危険準備金の損金算入、⑥生命傷害共済事業に係る責任準備金及び支払準備金の損金算入、⑦中間申告書の提出不要

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税

〔印紙税〕

①出資証券：非課税、②定款：非課税、③受取書：組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税 等

〔事業税〕

特別法人として軽減税率が適用

〔固定資産税〕

事務所及び倉庫（敷地を除く。）：非課税（信用協同組合・同連合会を除く。）

※非出資組合、企業組合及び協業組合の税制は異なる場合があります。

上記中小企業
関係税制が
一目でわかる!!

平成29年度税制改正大綱も収録!!
「中小企業組合関係税制のあらまし」（平成29年2月発行）
全国中小企業団体中央会 編集・発行

全国中小企業団体中央会 電話03-3523-4902